

国 運 審 第 号
令和4年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 牧 満

答 申 書

近畿日本鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の
上限変更の認可申請について

令4第〇〇〇〇号

令和4年4月20日付け国鉄事第29号をもって諮問された上記の事案については、令和4年7月14日大阪府において公聴会を開催し、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

近畿日本鉄道株式会社からの申請に係る鉄道及び軌道事業の旅客運賃の変更については、別紙に掲げる額を上限として認可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、平成7年9月1日から、消費税に係る運賃改定を除き27年余にわたり、現行運賃を実施しているものである。近年、沿線の人口減少等により輸送人員が平成3年度をピークに減少傾向にある中で、人件費削減等の経営合理化や観光・ビジネス需要の取り込み等に取り組んできたが、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出等により、外出自粛や通勤客のテレワークへの移行等の行動様式の変容がみられ、乗降客数は大きく落ち込んだ。令和元年度の収支率は98.1%であったところ、令和2年度には69.1%に下落し、収益の悪化が著しい。沿線の人口減少等に加え、行動様式の変容が一定程度定着し、需要の回復が見通せない一方、必要な設備投資は引き続き実施する必要がある、鉄軌道事業の経営の健全化を図りつつ、安全性・利便性の確保を図りたいとして、旅客運賃の上限変更認可を申請したものである。
2. 国土交通大臣は、鉄道運送事業者及び軌道経営者からの旅客運賃の上限の変更の認可にあたっては、鉄道事業法第16条第2項、軌道法第11条第1項及び関係通達に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを確認の上、鉄道事業法第16条第1項及び軌道法第11条第1項の認可をするものとされている。
3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、公聴会を開催し申請者の陳述及び一般公述人の公述を聴取したほか、現地視察、当審議会に提出さ

れた資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は、次のとおりである。

平年度（原価計算期間）である令和5年度から令和7年度までの3年間の収入算定の基礎となる現行運賃を維持した場合の総収入は合計383,155百万円、適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は462,722百万円と推定されるので、差引き79,567百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

これに対して、旅客運賃の上限を主文のとおり改定した場合、総収入は430,068百万円、適正な総括原価は462,722百万円と推定されるので、差引き32,653百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

4. 令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を起因とする消費者の行動様式の変容により、コロナ禍前の需要への回復は見通せないとする申請者の需要見通しは、利用者を対象としたアンケート調査（令和2年10月）等を踏まえており、かつ所管局が別途実施した外部委託調査結果の想定範囲内にあることを勘案すると、合理性が認められる。他方、安全・安心投資を主体とした設備投資の継続を前提とする原価を推定した結果、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるので、本件申請は上記2.の認可基準に適合するものと認められる。

したがって、鉄道事業法第16条第1項及び軌道法第11条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を認可することは適当であると認める。

要望事項

新型コロナウイルス感染症の影響は先行き不透明な状況が続いており、近畿日本鉄道株式会社の鉄軌道事業における需要見通しは一定の合理性が認められるものの、想定された旅客輸送量と実績が大きく乖離する可能性がある。このため、国土交通大臣は、本件申請の認可にあたり、鉄道事業法第54条第1項及び第2項並びに軌道法第26条の趣旨に基づき、期限に係る条件を付すことを検討されたい。

また、付された期限までの間の近畿日本鉄道株式会社の経営実績について、実績が想定された収支率となっているかの検証結果及び計画された設備投資への取組状況について、毎年、当審議会に報告されたい。

別紙

すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。

1 鉄道及び軌道の普通旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

3キロメートルまで180円、3キロメートルを超え6キロメートルまで240円、6キロメートルを超え14キロメートルまでの部分4キロメートルまでを増すごとに60円加算、14キロメートルを超え18キロメートルまで430円、18キロメートルを超え22キロメートルまで490円、22キロメートルを超え26キロメートルまで530円、26キロメートルを超え30キロメートルまで590円、30キロメートルを超え35キロメートルまで680円、35キロメートルを超え40キロメートルまで760円、40キロメートルを超え45キロメートルまで830円、45キロメートルを超え50キロメートルまで910円、50キロメートルを超え55キロメートルまで1,000円、55キロメートルを超え70キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに70円加算、70キロメートルを超え90キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに80円加算、90キロメートルを超え100キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに70円加算、100キロメートルを超え110キロメートルまで1,740円、110キロメートルを超え120キロメートルまで1,880円、120キロメートルを超え130キロメートルまで2,040円、130キロメートルを超え140キロメートルまで2,170円、140キロメートルを超え150キロメートルまで2,310円、150キロメートルを超え160キロメートルまで2,430円、160キロメートルを超え170キロメートルまで2,560円、170キロメートルを超え190キロメートルまでの部分10キロメートルまでを増すごとに150円加算、190キロメートルを超え200キロメートルまで3,000円、200キロメ

メートルを超え210キロメートルまで3,130円、210キロメートルを超え220キロメートルまで3,280円、220キロメートルを超え230キロメートルまで3,410円、230キロメートルを超え240キロメートルまで3,560円、240キロメートルを超え250キロメートルまで3,690円、250キロメートルまでの設定とし、それを超える場合は250キロメートルと同額とする。

2 鉄道及び軌道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

イ 通勤定期旅客運賃（1か月）

1キロメートルまで5,440円、1キロメートルを超え4キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに760円加算、4キロメートルを超え8キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに700円加算、8キロメートルを超え16キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに630円加算、16キロメートルを超え22キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに570円加算、22キロメートルを超え27キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに510円加算、27キロメートルを超え32キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに380円加算、32キロメートルを超え35キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに250円加算、35キロメートルを超え38キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに190円加算、38キロメートルを超え41キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに130円加算、41キロメートルを超え58キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに100円加算、58キロメートルを超え100キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに90円加算、100キロメートルを超え250キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに1,490円

加算、250キロメートルまでの設定とし、それを超える場合は250キロメートルと同額とする。

ロ 通学定期旅客運賃（1か月）

1キロメートルまで1,860円、1キロメートルを超え4キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに470円加算、4キロメートルを超え7キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに350円加算、7キロメートルを超え9キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに230円加算、9キロメートルを超え11キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに120円加算、11キロメートルを超え17キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに60円加算、17キロメートルを超え19キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに40円加算、19キロメートルを超え30キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに20円加算、30キロメートルを超え35キロメートルまで5,700円、35キロメートルを超え100キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに110円加算、100キロメートルを超え250キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに340円加算、250キロメートルまでの設定とし、それを超える場合は250キロメートルと同額とする。